

令和7年度入学試験 出題趣旨・採点基準・解答例【刑事訴訟法】

〔A日程〕

I. 配点30点。

II.1 配点12点

被疑者の身柄拘束（逮捕・勾留）を巡っては様々な問題が生じ得る。逮捕前置主義に関連しても、違法な逮捕に引き続く勾留の可否等の問題が複数あるが、まずは、逮捕前置主義の条文上の根拠及び実質的根拠を正確に理解し、そこから論理的に思考を展開していくことが重要である。そこで、逮捕前置主義に関する基本的知識及び理解を問うために出題した。

解答例

I.

- ア 逮捕前置
 - イ 勾留
 - ウ 逮捕
 - エ 檢察官
 - オ 司法審査
 - カ 弁解聴取（弁解録取）
 - キ 不必要な身柄拘束
 - ク 現行犯人逮捕
 - ケ 同一である必要がある
- ① 刑事訴訟法207条1項
② 刑事訴訟法204条から206条

II.1

B事実については逮捕が先行していないため、B事実についても勾留をすると、逮捕前置主義に反するようにも思えるが、被疑者はどのみちA事実により勾留されるのであるから、A・B事実を一括して処理した方が、全体の身柄拘束期間が短くなること、したがって、不要な身柄拘束を防ぐという逮捕前置主義の趣旨にもかなうことなどを的確に論じたい。

II.2 配点8点。

起訴状一本主義の意義及び趣旨について問うものである。適切に条文（刑事訴訟法256条6項）を指摘し、条文を踏まえて意義を正確に表現するとともに、判例（最大判昭和27・3・5刑集6巻3号351頁）を意識しつつその趣旨を記載することが求められる。

〔B 日程〕

I. 配点 30 点。

II. 1 配点 8 点

自白法則の根拠を巡っては、虚偽排除説、人権擁護説、違法排除説の 3 つの見解が対立しているところ、自白の任意性について考えていく際には、このうちどれか 1 つの見解だけ理解すれば十分なのではなく、3 つの見解それぞれの論拠やそれに対する批判を理解しておくことが大切で、また、判例上、自白の任意性が問題となった事例は多数あり、いくつかの類型に分類することができるところ、類型ごとに上記各見解からの説明の仕方は異なるため、学修に際しては、任意性が問題となる類型の具体的な事案を想定しつつ検討することが重要である。そこで、自白法則についての基本的知識及び理解を問うために出題した問題である。

解答例

I.

- ア 犯罪事実
 - イ 主要部分
 - ウ 任意でなされたものでない疑いのある
 - エ 同一
 - オ 例示
 - カ 虚偽
 - キ 誤判
 - ク 黙秘
 - ケ 違法捜査
- ① 刑事訴訟法 319 条 1 項
 - ② 憲法 38 条 2 項
 - ③ 憲法 38 条 1 項

II. 1

例えば、不起訴約束による自白、偽計（切り違え尋問）による自白、弁護人選任権や黙秘権不告知の状態下での自白、両手錠のままの取調べでの自白などが考えられ、その内容を的確に述べたい。

II. 2 配点 12 点。

刑事訴訟法第 220 条第 1 項第 2 号の「逮捕の現場」についての基本的理解を問うために出題した。逮捕に伴う捜索・差押が無令状で認められている根拠から論理的に自説の結論を記述することが求められる。

解答例

刑事訴訟法 220 条 1 項 2 号の「逮捕の現場」の意義をどう解するかの問題であることを指摘した上で、逮捕に伴う捜索・差押えが無令状で許される根拠をどう解するかの自説（相当説又は緊急処分説）を述べ、当該自説からの論理的帰結として「逮捕の現場」の意義を論じたい。

〔C 日程〕

I. 配点 30 点 各 3 点

II. 1 配点 10 点

伝聞法則については、伝聞証拠に該当するか否か、また、その例外に当たるか否かに関し、様々な場合があり、難解であるという印象を持つ学習者が多いが、まずは、伝聞法則の趣旨は何か、伝聞証拠とは何かを的確に理解し、常にそこに立ち戻って思考することが重要である。特に、当該事案における当該証拠の要証事実は何かを常に意識することが、伝聞法則を理解する上で一つのキーポイントとなる。そこで、その点を含め、伝聞法則についての基本的知識及び理解を問うために出題した。

解答例

I.

- ア 伝聞証拠
- イ 公判期日
- ウ 証拠能力
- エ 知覚
- オ 記憶
- カ 表現・叙述
- キ 供述者の宣誓（偽証罪による処罰の警告）
- ク 当事者による反対尋問
- ケ 裁判官（裁判員）による供述者の態度の観察
- ① 刑事訴訟法 320 条 1 項

II. 1

例えば、X が甲の名誉を毀損したことを立証するために、甲が万引きをしたとする X の発言があったという第三者乙の証言を例とすることが考えられる。この場合、当該証言の要証事実、すなわち、当該証言により直接証明しようとする事実は、X の発言があったこと自体であること、X の発言どおり甲が万引きしたことを立証しようとするものではないことから、X の知覚、記憶、表現・叙述の過程の吟味は必要ではないこと、したがって、当該証言は伝聞証拠に当たらないことを的確に論じたい。

II. 2 配点 10 点

被疑者勾留についての基本的知識を問うために出題した問題である。捜査段階における被疑者の身柄拘束を巡っては様々な問題が生じるが、それらを的確に理解し適切な解決を導き出すには、その前提として、逮捕勾留に関する基本的知識の正確な理解が不可欠であることから、その一つとして出題した。

解答例

的確に条文を指摘しつつ、犯罪の嫌疑、60条1項各号該当性、勾留の必要性について論じたい。

〔D 日程〕

●刑事訴訟法

I. 配点 30 点 各 3 点

II. 1 配点 10 点

強制処分と任意処分の区分は、捜査に関する法的規律の基本的枠組みであり、それぞれの意義、その許容範囲について正確に理解することは、刑事訴訟法学習の出発点とも言い得ることから、強制処分と任意処分についての基本的知識及び理解を問うために出題した。

解答例

I.

- ア 強制処分
 - イ この法律（刑事訴訟法）
 - ウ 有形力
 - エ 意思
 - オ 制圧
 - カ 合理的に
 - キ 重要な
 - ク 明示の
 - ケ みだりに容ぼう等を撮影されない自由
- ① 刑事訴訟法 197 条 1 項但書

II. 1

任意処分については、処分による得られる公的利益とそれによる個人の権利利益の制約との權衡がとれていなければならないという警察比例の原則による制約があることを踏まえ、その許容される範囲を的確に論じたい。

II. 2 配点 10 点

捜査段階における捜索差押えについての基本的知識を問うために出題した問題である。捜査段階における捜索差押えを巡っては様々な問題が生じるが、それらを的確に理解し適切な解決を導き出すには、その前提として、捜索差押えの要件に関する基本的知識の正確な理解が不可欠であることから、その一つとして出題した。

解答例

的確に条文を指摘しつつ、犯罪の嫌疑、差し押さえができる対象、捜索することができる対象（押収すべき物の存在を認めるに足りる状況についての論述を含む。）、捜索差押えの必要性について論じたい。